

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 令和3年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会

2 開催日時 令和3年5月13日(木)
午後1時30分から午後3時20分まで

3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室

4 会議に出席した者

(1) 委員 尾崎勝委員、菊地千恵子委員、黒沼和良委員、高瀬勲委員、
森芳四郎委員、渡邊新美委員

(2) 事務局 総務課 佐藤課長、門間課長補佐

(3) その他 相澤町長

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 会長の選出 公開

(2) 職務代理者の指名 公開

(3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開

(4) 諮問事項の審議 公開

6 非公開の理由 なし

7 傍聴人の人数 7人

8 会議資料

資料1 議員報酬等に係る要望について

資料2 美里町議会の議員の報酬及び期末手当を改正した場合の影響額

資料3 県内市町村の議員報酬等の状況

資料4 美里町議会の議員の主な活動状況

資料5 美里町特別職の職員の報酬等審議会条例

9 会議の概要

議事の概要

(1) 会長は、黒沼委員とする。

(2) 職務代理者は、尾崎委員とする。

(3) 会議録署名委員は高瀬委員、渡邊委員とし、会議録書記は事務局とする。

(4) 諮問事項について、資料に基づき事務局より説明がありその内容を審議した結果、「異議なし。ただし、議員報酬の額の改定にあつては、住民に改正内容を説明し理解を得ること。」と答申する。

【発言内容の記録】

佐藤課長 若干時間が早いのですが、始めさせていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。事務局総務課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の就任について御承諾いただきました皆様に委嘱状の交付を行います。お一人ずつ名前をお呼びしますので、その場に御起立をお願いいたします。
(町長が委嘱状を読み上げ、各委員に手渡す。)

佐藤課長 それでは、只今から美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催いたします。

まず初めに、美里町町長相澤清一からごあいさつを申し上げます。

相澤町長 それでは一言御挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。美里町特別職の職員の報酬等審議会委員の委嘱をお引き受けいただきまして、感謝を申し上げます。

皆様には、日頃から本町の行政運営に御尽力をいただいているところに、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

只今、コロナ感染が非常に大変な状況になっております。本町は、5月10日からワクチン接種が始まりまして、その間、予約などでは町民の方々に連絡がつかず御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたいと思っております。しかしながら、まん延防止重点等措置も解除になりましたけれども、まだまだ予断を許さない状況は続いていると思っております。本町も61人の感染者が出ておりますので、改めて、しっかりと対応してまいりたいと思うところでございます。5月10日からは、65歳以上の一般町民の方にも接種をしております。しっかりと収束に向かってこれから対応してまいりたいと考えているところでございます。

美里町特別職の職員の報酬等審議会につきましては、本町の議会議員、町長、副町長及び教育長の職にある者の報酬等を改定する場合、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例に基づき町内の公共的団体等の代表者などで構成する同審議会から意見を聴くこととなっておりますことから、本日皆様にお集まりをいただき、開催するものであります。

さて、令和3年4月27日に開催された美里町議会4月会議におきまして、議会活性化調査特別委員会から議員定数、議員報酬、議員期末手当、議員費用弁償及び政務活動費に関する中間報告があり、そのうち議員定数につきましては、議員提案により美里町議会議員の定数を16人から13人に削減する条例案が提出され、可決されたところでございます。このことについては、議員の皆さんが長年協議をし、重い決断をし、今後の議会のあるべき姿を方向づけたものと受け止めているところであります。

これから御意見をいただく議員報酬及び議員期末手当につきましては、令和3年4月27日付けで美里町議会議長から「議員報酬等に係る要望について」として、検討を求められたものでございます。本日は、審議会委員の皆様の御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐藤課長 次に会長の選出を行う必要がありますが、会長を選出するまでの間、町長に仮座長を務めていただき会議を進行してまいります。

なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議は、公開するものとするとしておりますことから公開しておりますので一般の方の傍聴が可能となっております。御理解をお願いいたします。

それでは、町長お願いいたします。

相澤町長 それでは暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。まず最初に委員の紹介を事務局からお願いいたします。

佐藤課長 それでは、委員の皆様を御紹介いたします。順不同でございます。

(別添、美里町特別職の職員の報酬等審議会委員名簿のとおり読み上げる。)

相澤町長 ありがとうございます。それでは次に会長の選出に移ります。会長の選出は、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」とあります。どなたを選出するか、委員皆様にお諮りをしたいと思います。どなたか、御発言をお願いいたします。

御発言ありませんか。なければ事務局に一任いただいてよろしいですか。

(はいの声)

相澤町長 では、事務局からお願いいたします。

門間補佐 それでは、事務局の案といたしまして、美里町社会福祉協議会副会長の黒沼副会長さんをお願いできればと思います。

相澤町長 事務局案として、黒沼委員とのことであります。御異議がなければ、拍手で御承認をお願いいたします。

(一同拍手)

ありがとうございます。会長に黒沼委員が選出されましたので、仮座長はここまでとなります。黒沼会長に就任いただき、この後の議事については、よろしくお願いをいたします。

黒沼会長 只今御指名をいただきました社会福祉協議会副会長をしております黒沼と申します。よろしくお願いいたします。本日は、このような重要な会議の議長を遂行するわけですが、皆様の御協力をもって目的を達成したいと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、議事に入る前に、会長に選出されました黒沼会長に町長から諮問書をお渡しいたします。

(町長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

総務課長 ここで、町長は退室いたします。

相澤町長 よろしくをお願いいたします。

黒沼会長 それでは進めてまいります。

只今、町長から書面をもって本審議会への運営についての要請、改定についての諮問がありました。それに沿って、皆様方の意見を募っていききたいと思います。

それでは議事の1番目でございます。「職務代理者の指名」でございます。美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することになっています。どの様に御指名すればよろしいかお諮りいたします。

もしなければ、代理者を指名してよろしいでしょうか。

(はいの声)

黒沼会長 それではですね、尾崎委員にお願いしたいと思いますがよろしいですか。御異議がなければ拍手で御承認をお願いいたします。

(一同拍手)

ありがとうございました。それでは尾崎委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

次に2番目でございます。「議事録署名人及び会議書記の選出」でございます。これもどの様に御指名したらよいかお諮りします。もしなければ、こちらから指名してよろしいですか。

(はいの声)

それでは、会議書記については事務局でお願いしたいと思います。議事録署名人については高瀬委員、渡邊委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声)

それでは、よろしくお願いいたします。

議事録作成につきましては、全文筆記ということで、各委員の発言を記録することということで、一字一句の表現でなくてもそのように記録をすることということでよろしいですか。

(はいの声)

それでは、よろしくお願いいたします。

3番目でございます。「諮問事項の審議」に入りますが、お手元に資料が配布されております。事務局から説明をお願いいたします。

門間補佐 あらためまして皆さんお疲れ様でございます。事務局を担当しております総務課の門間と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、今日お配りした資料の確認からさせていただきたいと思います。まず表題が美里町特別職の職員の報酬等審議会と記載してある本日の次第。続きまして、2ページ目に委員名簿として、委員の皆さんの名簿を付けさせていただいております。それから、資料になります。資料1として「議員報酬等に係る要望について」が1部、資料2として「美里町議会の議員の報酬及び期末手当を改正した場合の影響額」とした1枚、資料3として

「県内市町村の議員報酬等の状況」1枚、資料4として「美里町議会の議員の主な活動状況」が1枚、最後に資料5として「美里町特別職の職員の報酬等審議会条例」1枚を用意させていただいております。

報酬等の諮問内容につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

前段といたしまして、特別職の職員の報酬等審議会がどういった内容、経緯があつて審議いただくのかということについて説明させていただきます。今回、諮問させていただく議会議員の報酬等につきましては、具体的な額が法令等で決まっているものではございません。基準がないといったところでの報酬の審議でございます。ただ、議員の報酬については、色々な考え方がございます。まず、行政職員並として町長や一般職に準ずるようなかたち、それから国会議員並、国会議員は歳費として支出されていますが、それを参考として検討する、大きく2つの方向で検討してこられているという状況がございます。

それに対しまして、今回開催していただいております特別職の職員の報酬等審議会につきましては、昭和35年当時に国から各市町村で設置しろとの通達がありまして設置している経緯がございます。設置に関して、昭和35年当時、議員等の報酬について、基準がないということによって、国会議員に合わせお手盛りで各自がどんどん報酬の引き上げが行なわれ、それを抑止する意味もあり、当時国から昭和39年になりますが、自治体の三役・議員らの報酬の改定は、審議会で審議したのちに行うこととのルール付けが行われた経緯がございます。

続いて、議会議員と言いましても、県の議会議員、市議会議員とございます。それぞれの議会議員の報酬がどのように審議されているのか説明させていただきます。まず、県議会議員の報酬についてでございます。県議会議員の報酬については、当時の自治省から一般職の職員給与との連動性を認め、部局長クラスを基準とすると通達されております。

一方、市町村議員の報酬につきましては、国からの明確な指示はなく、「人口、財政規模が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額」と照らし合わせ検討するとされた経緯がございます。そういった中、基準がないと決めづらいということがございまして、市議員に関しては、昭和44年に全国市議会議長会から「市議会議員の報酬基準額について」ということで、市長給の概ね2分の1に該当する課長給を最低基準とすることが適当とした指針が示されております。今回審議いただく町村議員については、昭和53年に全国町村議会議長会政策審議会から「議員の報酬のあり方について」という報告書で示されている状況でございます。報酬の在り方、具体的な基準額については、県議会議員と異なり、同じく選挙で選ばれる首長の給料を元にしたところで計算するといった方針が示されております。全国標準として割合が示されておまして、議長は町長の給与月額のおおよそ40～54%相当、副議長は33～37%相当、議員は30～31%と示されており、この指標が今日まで全国的に現在も標準として取り扱われている基準だということでございます。

続きまして、もう1点の諮問事項、「期末手当について」でございます。こちらの期末手当につきましては、国会議員では支給されているということがございまして、地方議員に対しても条例で規定すれば支給できるとされたものでございます。今回、加算率についての諮問がございまして、先ほどの報酬と同様に「人口、財政規模が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額の状況」を鑑みろといったものが示されております。

報酬、期末手当につきましては、何かしらの根拠を探るとこういった根拠しかないといった状況でございます。一方で、議員報酬に関しどの様なかたちでということですが、先ほど説明したとおり、決まったのが昭和30年、40年ということで、今とは社会状況が違う状況の指標で示されております。現状として、景気低迷期の長期化ということで、議員報酬の総額を増やしていくというのは現実的ではないという状況ではないかというところでございました。こちらの議員報酬が適正かどうか、どれぐらいが適格かという論点につきましては、報酬総額は固定しつつ、議員定数であったり、住民から求められる、複雑化した行政課題への対応可能な政策形成能力いわば「専門職」専門性の状況であったり、住民代表機関と位置づけられ、多様化した住民の意見反映・集約可能な住民の写し鏡「住民の縮図」といった点で、総括的に住民がいかに納得できる額であるかといったところを論点として御審議をいただければというところでございます。ただ、今お話しした景気の

状況、納得性、妥当性もございますが、一方で、地方自治体で行政改革が進められており、行政改革の延長として議会報酬に関して「身を切る」「改革を強いる」という部分については、今回の報酬の金額の決定の部分とは異なる話でございますので、実体について御審議いただくとともに、ただ、どうしても、住民が求める議員の働きと、相応の評価に関しては、報酬を見直す上でも求められるであろうと推察されるところでございますので、その辺も加味しながら御審議をいただければと思っております。

続きまして、今日お渡しした資料に基づいて、どれぐらいの影響があるか、こういった実態なのかを説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらは、美里町議会議長から令和3年4月27日付けで町に提出された要望の写しとなります。要望内容につきましては、諮問させていただいた項目に費用弁償について、日額400円から1,000円に引き上げることが加えられております。今回審議いただく部分につきましては、費用弁償は含まず、報酬と期末手当の2点についての審議をお願いしているところでございます。こちらの提出に合わせ、議会活性化調査特別委員会の報告書についても添付させていただいております。2枚めくっていただいて、中間報告書の表題のものをご覧ください。1ページ目、「はじめに」というところで、議会で平成29年以降、様々な分野について検討が行われてきたという経緯が記載されております。2ページ目、こちらの方で、今回、諮問させていただいた内容の部分について、検討結果が記載されております。「確認決定事項」の下、議会経費についてというところで、1点目として議員定数については、先ほど町長の話しでもありましたが、定数を16人から3人減らして13人にするということで改正されている内容です。②として議員報酬については、諮問させていただいた内容と同じ金額となっております。議会をめぐる背景とか状況、議員のなり手など様々な世代、分野の方々が議員として活躍していただくことを含めて、議員報酬の改定を決定した経緯でございます。3つ目、議員期末手当についてでございます。こちらにつきましては、別添の資料でも説明させていただきますけれども、加算率につきましては、県内の町村ではおよそ15%の加算がなされているため、それに倣ってはどうかという検討となります。4点目、議員費用弁償についてでございます。こちらに関しては、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例という非常勤の特別職の条例がありまして、そちらでは費用弁償を日額1,000円と規定されております。現状として、議員は400円という規定がございましたので、ほかの特別職と同様の金額に上げてはどうかというところでございます。最後に、政務活動費でございます。こちらにつきましては、検討した結果、政務活動費の導入は先に見送るといった結論となっております。こちらの内容をまとめた形で町に対して要望が提出されたという状況でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらの資料は、改定前と改定後の金額の比較を示した表となります。まず、月額給料・報酬というところでございます。表の左側が改定前の金額というところでございます。現状で、議長さん、副議長さん、議員さんそれぞれ325,000円、247,000円、230,000円の報酬という規定となっております。中段の所、改定後として議長さんが360,000円、副議長さんが297,000円、議員さんが272,000円とする改定を求めているということでございます。月額ですとそれぞれ35,000円、50,000円、42,000円の増という状況でございます。一番右側、町長報酬額に対する割合ということで、当初お話をさせていただいた全国町村議会議長会政策審議会での在り方についての基準と照らし合わせると、改定前の議長さんが37.66%、副議長さんが28.62%、議員さんが26.65%であったものを、今回の改定案で計算しますと、議長さんが41.71%、副議長さんが34.41%、議員さんが31.52%ということで、在り方の全国的な指標の範囲内での規定となっております。

続きまして下の表、期末手当というところをご覧ください。期末手当につきましては、これまで報酬月額に月数を乗じて計算をしておりました。今回の改定を求める部分は、加算率を設けるという改定内容となります。こちらの加算率につきましては、一般職員では役職、職務に応じたところで一定の割合を乗じているもので、15%は一般の職員でいうと管理職相当といったところの加算の割合となっております。そのため、期末手当の基礎額については、月額報酬が増えた部分を加味して15%を乗じた金額になると、議長さんで89,000円、副議長さんで94,550円、議員さんで82,800円の増加となります。こちらの基礎

額に支給率を乗じてどれぐらいの金額になるかというのが、(2) 期末手当の表になります。支給率3. 4月分に関しては、毎年人事院勧告で改定される内容となっております。現行の3. 4月分でシミュレーションしたものと御理解いただきたいと思います。まず議長さんにつきましては、加算率を乗じなければ1,105,000円のところ、加算率と報酬の改定を加味すると1,407,600円ということで302,600円の増、副議長さん、議員さんそれぞれ計算をすると、321,470円、281,520円の増といった改定となります。表の3と4につきましては、年間の職務に応じた支給額と4については、議員さんの数で集計したものとなります。最終的に議員さんに支払われる報酬、期末手当の合計額については、4の年間支給総額比較の下段、議長さんについては、年間支給額5,727,600円で、722,600円の増、副議長さんにつきましては、4,725,270円で、921,470円の増、議員さんについては、1人当たりは4,327,520円ですが、人数が14人から11人に減ったというところで、総額として1,985,280円の減といった状況でございます。トータルでは、16人の時と比べると、報酬の額としては341,210円減額となる内容となっております。

続きまして資料3をご覧ください。報酬、期末手当について周辺の同様の自治体と比較して検討してくださいといったところの資料となります。こちら、県内町村の議員報酬等の状況ということで、令和2年7月基準で集計したものととなります。多い少ないそれぞれありますけれども、全体的な報酬の金額につきましては、美里町につきましては、議員の報酬順で20位、下から2番目という状況でございます。表の真ん中、期末手当の加算率をご覧くださいいただきたいのですが、県内の町村で期末手当の加算率を設けていないというところは、女川町と現行の美里町の2町という状況でございます。今回の改定で、加算率15%を入れた改正をしたいということでございます。仮に諮問させていただいた内容で改定した場合につきましては、現状としては20番目となっておりますが、県内町村で2番目の水準に改定されるというところでございます。

続いて資料4の状況でございます。こちらは、議会事務局から提供をいただいた数字でございます。平成31年1月から令和元年12月までに議会議員の皆さんがどれぐらいの活動をされているのかといった表となります。集計の関係上、重複しているものもあり、延べといったものになりますが、概ね、議長さんについては248日、副議長さんについては、171日、委員長さん議員さんについては140から150日の活動があった状況でございます。こちらの集計については、通常の議員活動の中の例えば一般質問を作成したり、議会だよりを編集したりといった部分は含まれていないということで、基本的には、会議などの集まりの集計というところでございました。

以上、報酬等の審議にあたりまして、簡単にですが報酬の部分の現状、経過の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

黒沼会長 ありがとうございます。只今、詳しく説明をいただきました。具体的にどのような質問がございますか。皆様方からお諮りしたいと思います。

尾崎委員 期末手当を今回大幅に上げるわけですね。こういった時の手順について、特別委員会で決定をして、町長に出しました。それで終わり。役場の職員が報酬審議会にかけて、これでよしとなればオーケーでと、そういう手続きですか。町民の皆さんの御意見を伺うとか、そういう機会はないんですか。私は農協ですが、農協ですと総代会の決議ということで総代の皆さんに、役員報酬をこれだけ上げましたと、これ年に1度です。それでもって、御承認をいただき始めて報酬金額が上がる。あるいは下がるという場合もあります。そういう仕組みなんですけれども、この特別職の場合は、ここで、仮に報酬審議会で決定すればということでは、非常に役割が重いと感じております。

佐藤課長 最終的には、それを議案としまして、議会に提出し、住民の代表である議員が決定をする。それが最終的な決定となります。

尾崎委員 議員の皆さんの特別委員会で決定した内容を町長に要望しました。それで町議会と同じメンバーの方がそこで決する。こういう仕組みですか。

佐藤課長 今、お話しいただいたような流れということになります。

尾崎委員 他の市町村と比較すれば、それはそれなりかなという資料は出ております。ただ、議会だよりも載っておりました。町民の皆様は一方的にお知らせを受けるだけですね。これを例えば、議会用語で公聴会と言うんですか、あるいは町民座談会と言うのか私はわかりませんが、そういったものの予定はこれからないということですか。

菊地委員 議員報酬の報酬は、議員さんに対して何をもって報酬としているのですか。
黒沼会長 報酬については、条例がありますよね。議員報酬とはなんたるやというのは、どこかに決められているんですか。

佐藤課長 何をもっての何というのはいないです。

菊地委員 例えば、町の職員であれば、朝の勤務時間から夕方の勤務時間まで、その間に何分かの休憩時間があって、だいたいその枠でいただいているような気がするんですよ。仕事は多種多様だとは思いますが、議員さんは、例えば、実は私も経験者です。そして、私が初めてなったときに、「議員報酬は生活費ではありません」と言われました。ということは、一種の政務活動費なんですよ。議員活動をするため、色々調べたり、現場に行った交通費をかけたり、資料を対比したりそういうためにあって、あなたの生活費ではありませんと言われました。たまたま私は専業主婦でしたので、扶養家族でしたから、ずっと主人のすねをかじって生活をしていたんですけども、今、議員のなり手がいないとここにも書いてありました。人口が減っているし、議員のなり手はない。それが、もし報酬の件に繋がっていくのだとすればおかしいと思うんですね。うちの町、いつの新聞だったか、河北新報に過疎化関係でニュースになっていました。そういう町が、何でこんなに高い報酬を払うことができるんですか。それとも、議員さんに対する報酬の考え方が、私が言われたころと変わっているのかと思ってここに来ました。

黒沼会長 素朴な疑問ですね、具体的に活動をするというのは先ほど資料を読んで、延べ何日間、どういう活動をしたという活動報告があって、それに値するもので、議員さんの活動がどういう風に、年間議長さんだと248日出てきて活動してというところが具体的にあるものですから、その辺説明してもらえれば委員さんの質問に答えられるのではないですか。

門間補佐 今の御質問ですが、報酬とは何かということの方が大きいところと捉えました。まず、菊地委員さんがおっしゃるとおり、報酬という区分からすれば、給料と違って生活給ではないというところは、現在も変わっていないと認識しています。一方で、議員活動の部分について、当然、議員活動をする上で調査をしたり、調べたり、活動したりと時間をかけ動く部分が、議会とか会議といった拘束される部分と地域などで活動する部分など様々あると思います。先ほど菊地委員さんがおっしゃられた政務活動費に近いのではないかといいところがございますけれども、議員報酬の流れからすると、元々は名誉職として発しているところがございます、とは言っても、名誉だけでは生活や活動をしていく上でも費用がかかるということで、その活動に見合った金額を報酬としてお支払する。基本的なところでは、菊地委員さんが言った内容と遜色はない状況と認識しております。ただ、お話の中で、過疎とかそういった部分で財政状況とか住民の活動を含めた活動を議員さんがとられているのかといったところに関しては、それぞれ感じる部分があるかと思います。そうした中で、先ほどお示した、参考にしかありませんが、日数を費やして議会議員として活動していただいている方々に、活動費であったり、自分の仕事を持たれている方については、自分の仕事をお休みになって活動しているというところ、そこは、名誉職であるというところとの難しいところではありますが、その補償というとなんですが、その対価として毎月どれぐらいの金額が適正なのかというところで判断していただければと思っております。また、なり手の問題につきましては、少し違う次元の話と認識しておりますけれども、当然、全国的にも議員のなり手がなくて定員に満たないという自治体も出てきている状況でございます。当然ですが、議員の皆さんにも生活はございますので、食べていく必要もある。それ以外で、ボランティアで議員活動をするというのは現実的にはかなり厳しい状況ではないかというところもございまして、その辺のバランスも気にする必要があるのではと思っております。

菊地委員 もう1つ。何でこの時期なんでしょう。報酬の改正が。

黒沼会長 次期改選期以降の準備ということで、時間的なこともあるのでしょうか。

門間補佐 タイミングに関しましては、議会からの要請が4月27日に提出されまして、改正するタイミングが新しい議員さん達に適用していくということですから、当町の議会議員さんの任期につきましては、令和4年2月に満了する予定となっておりますので、そちらの方の待遇面とか、報酬とかそれらを含めたところで、議員さんとして活動される方が、なるべく早い決定によって色々な計画が立てられるということもあって、このタイミングなのかと認識はしておりますけれども、4月に出された経緯については、議会からの提出になり

ますので、そのスケジュール的なものについては、こちらでは関知していない状況でございます。

黒沼会長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

尾崎委員 同じことの繰り返しになるのですが、私が納得いかないのは、特別委員会は議員さんで構成しているのですよね。そこで決めたものを、今回の報酬審議会、我々が良しとすれば、最終的に同じメンバーの議会が決すると。こういうのはおかしくないですか。多分、町民の皆さんは、議員定数は今の財政が厳しい状況で御理解はいただけたと思う。ここで報酬を上げる。言わば減った分を今回上げて最終的には減りましたよという資料ですよね。これを町民の皆さんが不在の所でお決めになっている内容に私はとれるんですよ。先ほども申し上げましたが、農協の報酬審議会はあります。しかし、最終決定は、総代会なんです。出資者である組合員の皆さんにお諮りをして、そこで承認をいただいて、次期の報酬がスタートするという仕組みですね。ですからどうも私は納得がいけないもので。ネットには載っていました。ネットで見ましたが、報酬額のことについての御意見というのはなかったと思うんですよ。常任委員会の在り方みたいなお話はありましたけれども。ですからこういう報酬を改めるといふことの町民の皆さんの御意見を聞く場所といふのは必要なので、私はぜひとも要望したいなとは思っています。ここで決定するといふことは、非常に責任があると理解しているもので、軽はずみにいいですか、賛成しますとか私は申し上げられないなど。

黒沼会長 尾崎委員さんからそういう意見が出ましたが、どういう風にしますか。

佐藤課長 町側としましては、こちらに要望をいただく前に議員内部で議論を尽くされて、そういう形でこちらに要望いただいたものと考えております。また、こちらの方で皆様に御答申いただきましたら、議案として提案する訳ですが、これを今度議会で御審議いただく。審議の過程で、色々な審議の仕方もございますので、その部分で先ほど尾崎委員さんからお話しいただいた町民の方の御意見とかを審議の過程で活かしていくとか、そういったことも考えられますので、まず流れとしてはそういう経過がございまして、この先はそういった可能性も手段として可能性はありますということでお話しをさせていただきました。

黒沼会長 今、尾崎委員さんからそういった意見があつて、審議会としては意見を付して諮問があった報酬の額とか期末手当とか、それらをこの審議会でYESかNOで回答しなければならないことになるわけですか。そういうものを付しても。全員が全員そういった思いがあるかはまだ聞いてはおりませんけれども。

佐藤課長 提示しておりますその金額、率を良としていただくのも1つですし、この辺が妥当ではないかというものを皆様にお示ししていただくといったこともまた1つだと思います。

黒沼会長 ということで、委員さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

森委員 もし、この委員会で可決されない場合は、どうなるんですか。また、ふりだしに戻って議論することになるのでしょうか。

黒沼会長 整理の仕方としては、この諮問の報酬の額とか期末手当のパーセンテージをどのようにしていくかこの審議会の意見を求めている。審議会ですらどういった意見を町長に返すかということなんです。ですから、今、尾崎委員さんは金額はどうであれ、流れ的にその審議の仕方が、審議会としてそれだけでいいのかという疑問があつて、それはもちろん記録に残しますし、それに基づいて、この金額では尾崎委員さんは、良とはなかなかできないという状態で、今、意見を述べているわけですので皆様の意見をいただきたい。

森委員 公務員だと人事院でそういった勧告を出す。それで後は、確認委員会みたいなものはないですよ。尾崎委員さんが言うように農協の環境は公務員ではない訳ですよ。議会の報告ですか。あれなんかを見ても何年も報酬を上げていないという理由なのか、税収が増えて、町が豊かになって手当を出すのか。尾崎委員さんの言っていることは、わからないことはないと思うんです。ここで決めなければどうするか。そのために諮問されている訳ですから。だからと言って決しない訳にはいかない。決めなければならないことは民主主義のルールで賛成をとるとかそういうふうになるのかなと。

門間補佐 決議の関係とか決定のプロセスの部分についてはですけども、実際のところ、尾崎委員さんがおっしゃるような決定の流れは、町の組織の流れ上ございません。提案いただいて、町長が提案して、諮問させていただいて、答申をいただいたものを参考として、最終的には、町長が判断する流れになっていまして、仮に町民の皆様に諮るタイミングといったと

ころは、例えば議会懇談会とか任意でこうしたいんだというところで掘むしかないのかなというところでございます。例えば、議員報酬を改定するにあたって、住民投票のようなものがあれば、そういった民意の反映も可能かもしれませんが行政機関の中でそういった小委員会のような決定機関であったり、決議方法がないという現状でございます。今回の報酬審議会の答申につきましても、上げる、上げない、諮問した内容がいい、だめということだけではなくて、そういった部分で、例えば町民の皆様の声をもっと聴いた方がいいのではないかとということであれば、そういった意見を付けて頂いて、現状維持なのかここまで上げる必要はないのではないかと。今回、2点諮問させていただいておりますけれども、報酬については上げすぎではないか、ただ、0.15については、他の町との状況を比べるとやむを得ないのではないかと、様々な形でお答えをいただくことで構わないと思っております。

黒沼会長　そうですね。たまたま町長部局で提案をして、議会が承認する形で予算が進んでいく訳ですから、これをそのまま出せば、議会が議会議員の報酬が上がったり、15%他の市町村のように、驚くことに2か所しかその15%が期末手当で出ていない部分を、やはり他並みに付与して活動していただく。それで、それを良とするのが、例えば、議会に予算を提案していつて、否決になるということは多分ないと我々は通常考える訳だから、ですからその間にJAさんとか色々な会社組織では、総会とか総代会とかで審議する場がある。こちらは、議会しかないのだから議会は当事者だろうという話になると、ただそれは、もちろんJAさんだって選挙があつて、しかるべき審議機関であるし、議会も公平なる投票をして当選した人たちが審議するわけですから、それが変な方法で決定される訳ではないと我々は一般的には思う訳です。そうすると審議会でそのような他を見ながら判断をすることは、他の例がなければ、まったくゼロであれば問題は不確実ですが、他の市町村の状況がある程度示されながら、それを判断材料にしながら、我々に判断を、審議してほしいという要請に回答してよろしいのかなと1委員として考えるところですが。

他の皆さんは何か。誘導する訳ではないですが。

渡邊委員　今、色々意見を頂いているようですが、これは、あくまでも審議会ということで、平たく言うと、この報酬とかこういうものに対して、各組織の長たる人達ですから、かなり高度な人格なる方々だと思っております。そのためにこの審議に選出していただいた訳なんですけれども。その中で、今、尾崎委員さんの言われたのは、あくまでも制度の話。制度の話はこの話ではございません。農協さんとか他は他の組織で総代会とか総会とかで決議する。それは制度の話でございます。あと、菊池委員さんがおっしゃるのは、やはり生活給ではない。その通りでございます。ただ、今、菊地委員が言われた、私らもそうですけれども、夫が働いていて、私はボランティアでやらせていただいた。ところが、今の時代は、そうではございません。正直なところ、減少している。小さな商いですが私らは。やはり、働き盛りで行政のお手伝いをしたいんですよ。正直なところ。やはり、人の助けになることを。だけれども、やはり、今、菊地委員さんが言われたとおり、他も皆わかっていると思いますけれども議員のなり手が無い。早く言えば、生活を守っていかなくてはいけない、子育てをしなくてはいけない、家も建てなければという人が、申し訳ないけれども議員活動のお手伝いは、そのエネルギー、時間も取れない。ですから、極端に言うと、商人とか自営業とかそういう方々に一般的にそういう活動をお願いしているという状態。その根底には、生きるためにはやはりある程度の報酬がなければ。何を言っても、失礼な話になりますがお金でございますから。生きていくために、お金がなければ他の余裕はありません。その辺、議員の方々のこともわかっていただけたのかなと。これはあくまでも私の思い意見でございますけれども、最終的には、執行部の方、行政の方、議員の方々が、議員の方が最終的にはずるんですよ。改選期だから次回の人にと、日本人特有の。ですから、安いとか高いとかの話ではないのです。持論ではございますけれども、他ではヘッドハンティングと言って、優秀な人は金で買ってくるのです。その代わり、その分の仕事に見合ったことがなければ来年はクビですと。今はそういう制度。日本もだんだんそうなると思いますよ。ですから、私は安い高いの話ではないと思います。

菊地委員　今回、この議員報酬の話の前に、議員というものについて、話す場があるといいですよ。議員で生活が成り立つような組織が本当は必要なんですよ。じゃないと誰が家族を養えなくて、町のことを考えてくれるのかと思うんですよ。町のことを本当に考えてく

れる人が議員にならなかつたら、町は絶対によくはない。そのことを考えると、議員の仕事そのものに見直すところがないと、このまま昔からある議員制度をずっと引っ張っていくのだったら、議員の報酬もお金ではないと言いながら、いくばくかのお金をあげて議員になってくださいと言っているようなものですよ。これでは町のことは考えられせんよ。議員になっても。おそらく。それでは町が住みよい町にはならないなあと思うんです。私たちは、本当はこの報酬のうんちくを言う前に、どこかで議員になる者の、国会議員も県議会議員もしかりですが、少しおかしいのではないかと思うんですよ。生活様式も変わっているように、私達の生活そのものが昔とは違うんですよ。だから、その時に議員さんは、はいこれは議員活動の報酬ですよと言って、お支払いしているのでは、いつまでたっても高額な報酬は払えないですよ。どこかで見直してほしいと。これは審議会に直接は関係ないですけども。論中、論点がずれてしまっていると思うんですよ。ただ議員さんの報酬を上げればよいという問題ではないかと私は思っています。それから、やっぱりこの一覧表でもありますけれども、次の選挙があるから活動しやすいように整備しておこうという親心かもしれませんが、議員になってからもう一度出してほしいです。それから、何故こんなに何十パーセント上げなければならないのかも不思議ですし、コロナで私が知っている人達なんか、商売をしている人達が大変苦勞をしているのです。そういう時に議員さん達ももちろん苦勞しているのはわかりますが、今何でこの時期に議員報酬が出てくるのかなど。選挙があるからというのも先ほどありましたけれども、そんなのは手前勝手だと思うんですよ。少し世の中考えて、報酬を上げる時期だってあると思うんですよ。何かすんなり来ないんですよ。議員の報酬は現在の額では町のことは考えてもらえないというのはわかりますし、考えるのが当たり前のような気がしますし。でも、何でこの時期なのか。選挙は関係ないと思うんです。お尋ねしますが、議員定数が欠になった場合どうなるんですか。例えば、次の選挙で定数を満たしませんでしたとなったらどうなるのですか。その選挙は無効ですか。

佐藤課長 定数に対して、1人欠けたり2人欠けたり、それによって補欠選挙をしなければならないという規定があるはずですよ。ただ、その定数に達するまで何度も選挙を行う形になるのかと思いますけれども。再選挙ですか。

菊地委員 おそらくこの議員報酬が上がらなければ議員定数を回避するのですか。

黒沼会長 それは既に決定ですよ。次の選挙から13人に。次期の選挙の時から現在よりも定数が削減になる予定ですから。

菊地委員 それは決定ですか。

黒沼会長 それは決定です。それで、その時から今回の諮問された金額で、今回良となれば、その新しい議員さん方が、その金額で報酬が支給される。そういう形になると思います。

尾崎委員 私、冒頭から制度のことで勉強不足で申し訳なかったですね。この中身の高い安いに関しては、これまでずっと審議されてここに提案されているのでしょうか。この金額について、どうこう言うつもりはないんです。ただし、やはり町民の皆さんに特別委員会、議会だよりに掲載しましたよね。ですから、特別委員の皆さんだけで話をしているのか、例えば、こういう事案があるのでどうなんだということを一般の町民にも相談しているというとなんだが、意見を頂く機会があったのか。もしそれがなかったとすれば、これを決定する前には、一度、議会懇談会とかそういったところで、町民の皆さんのご意見をお聞きするといった機会があってもいいと思いますよ。私も報酬審議会はかなり長く出ていますけれども、人事院勧告の率とは今回は違うんですよ。人事院勧告は、国が決めたものに対してですから、期末手当とか大体決まるんですよ。今回のものについては、純然たる報酬の引き上げです。ですから、そういう機会があってもよろしいのではないですかということです。

黒沼会長 色々意見が出ましたがよろしいですか。それでは、まとめることになるわけですが、今あった色々な意見は、記録に残して、この審議会の意見として受け止めてもらうことは可能ですか。

佐藤課長 どういった答申になるか、このとおりの金額なのか、あるいは、妥当な金額これぐらいかとか、現状維持かとか、そのような形でご答申は頂きたいんです。会議の方も1時間以上経過しておりますので、ここで休憩を挟んでいただいて、引き続きということでお願いしたいのですがよろしいですか。

渡邊委員 皆さんから意見がでているんだから、それぞれの忌憚のない意見で、その中で調整してやれば何もこういう話が出た、ああいう話が出たというのを記録に起こして、あと、町長が判断して議会にどう書くか。ここでどういう話が出たかを町長が聞きたいということでしょう。

佐藤課長 1つは諮問事項というのが具体的な報酬の額と15%、これでいいかどうか皆さんにご審議をお願いして。

渡邊委員 いいとか悪いとかそれを町長に差し上げて、町長が議会に提案するかどうかはわかりませんが、いいとか悪いとかそれはそっちの方の仕事なんですよ。

佐藤課長 その後、ご意見ですね。意見も色々ございましたけれども、集約してどういった意見を付けて答申するといった形になります。まず1つその金額がこれでいいのかどうなのかを1つ決めて頂いて。

黒沼会長 ではそのような形で今頂いた意見を付して金額は問題ないというのであれば、この金額をまとめて、良として答申をして、それに意見がありましたよという意見を連記して答申するということではよろしいですか。可能ですか。

佐藤課長 可能です。一応、コロナで換気等もありますので休憩をお願いします。

黒沼会長 3時まで休憩とします。
(休憩)

黒沼会長 それでは再開いたします。
皆様方の色々な意見が出たと思います。よろしければ、お諮りいたしますが、町長から改定についても審議を求められました議員報酬額の先ほどの議長さん、副議長さん、それから議員さん、そして付随して、各々の期末手当の関係についても諮問のとおりとしたいと思いますがよろしいでしょうか。ただ、それにつきましては、先ほど来、色々意見がありました。それらの重要な部分を抜粋して付帯して答申書に付帯をして答申をすると。そういうことで、審議会を調整してよろしいですか。
(はいの声)

門間補佐 付帯する意見について、具体的に確認を頂きたいと思います。答申書の内容をこの場で皆さんに確認していただく都合上、そちらの確認をお願いしたいと思います。

黒沼会長 まず、尾崎委員さんから出ました意見について、メモされていましたよね。

門間補佐 報酬改定の審議にあたって、町民の皆さんに懇談会等意見を聞く場を設けた方がよいということですね。

黒沼会長 議会の審議だけでない別な部分の意見を伺う部分がないのかという部分。

渡邊委員 今言った話を取りまとめて、取りまとめればそれは出てくるのではないの。今言ったことは全部メモしてるでしょ。

門間補佐 ですので、どの項目を入れるのかというところです。

渡邊委員 録音はしていないの。

門間補佐 録音はしております。

渡邊委員 そこから抜粋して見せればわかることでは。重要なことがいっぱいあるんだもの。全部を入れなくてもはいいだろうけど。

佐藤課長 答申の内容を作って、この場で確認しなければならないので。

黒沼会長 主にはそういったことが多かった。あとは、額についてはそれなりですのでいいんですけども。

佐藤課長 決定する上で、より多くの声を聞いた上で、最終的な決定をしてほしいというような形ですね。

黒沼会長 それで集約できるんじゃないですか。全体的には。そんな内容でいいんじゃないか。

佐藤課長 それでは、今、また少し休憩いただきまして文書で整理しまして、皆様にご確認いただいて、手直しあれば手直ししてそれでOKであればそれを答申ということで皆さんに確認をしていただくという形にさせていただきます。少し時間を頂戴いたします。

黒沼会長 休憩とします。
(休憩)

黒沼会長 それでは再開いたします。
只今、内容を記載していただきまして、これで答申してよろしいですか。但し書きについては、これで全て代替えするようなものですから、これでご理解いただけますか。

(はいの声)

それでは、この答申書として町長に提出したいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

それでは、この答申を町長に提出することで全てにさせていただきたいと思います。今日の審議会につきましてはこれで全てでございますから議事については終了としたいと思います。皆様方の協力を得ながら進めてまいりましたが、議事についてはこれで一切を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

門間補佐

皆様お疲れ様でございました。貴重な御審議を頂きまして誠にありがとうございます。早速こちらの答申書については、町長に提出させていただきたいと思います。

事務的な連絡になります。今日の会議の報酬、費用弁償につきましては、登録いただいている口座に振り込みをさせていただきます。会議録に関しましては、編集後、会議録署名人の方に署名を頂き、皆様に写しを配付させていただく形をとらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

佐藤課長

それでは、以上を持ちまして美里町特別職の職員の報酬等審議会の一切を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年 6 月 8 日

委 員

渡邉新美

委 員

高瀬 勲